



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



人財力で経営力UP!

中小企業 人材活用 ハンドブック

人材確保や働き方改革に挑む中小企業が利用できる
各省庁の様々な支援策を1冊にまとめました。

**「探す」から、「活用する」・「育てる」まで、
幅広く応援するハンドブックです。**

平成28年(2016年)5月2日発行

このハンドブックで紹介する支援策です

○人材確保に取り組む…P2

①人材を探す…P3

- ・ハローワークで人材を募集したい
- ・豊富な経験を持つ人材を採用したい

②職場の魅力を伝える…P4

- ・学生インターンシップを受入れたい
- ・地域の若者に職場の魅力を発信したい

③仕事を続けやすい職場をつくる…P6

- ・社員の職場定着に取り組みたい
- ・仕事と生活の調和に取り組みたい

④人材を活用する…P8

- ・就職が困難な方を受け入れたい
- ・日本政策金融公庫の貸付を受けたい

⑤人材を育てる…P9

- ・従業員のキャリア形成を応援したい
- ・ものづくり技能を育てたい
- ・技能検定制度を活用したい
- ・ポリテクセンター、ポリテクカレッジを活用したい
- ・経営人材を育てたい
- ・サービス業の次世代を育てたい
- ・海外で活躍できる人材を育てたい
- ・海外の現地人材を育てたい

熊本地震で被災された中小企業の皆様へ…P16

○人材確保に取り組む

地域中小企業人材確保支援等事業

- ◎ 中小企業庁では、地域の中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、合同企業説明会や交流会、新人定着研修などを行います。
- ◎ 各経済産業局が地域の状況に応じて独自の事業を実施します。
- ◎ 事業の詳細や最新の情報は、下のサイトをご覧ください。

<https://www.chusho-jinzaibank.jp/>



お問い合わせ

各経済産業局（→P15）

① 人材を探す

ハローワークで人材を募集したい

- ◎ 求人は、事業所所在地を管轄するハローワークにお申込み下さい（申込みは無料です）。
- ◎ 申し込まれた求人票は、ハローワーク内に設置された求人検索端末で公開されます。また、就業場所が離れている場合でも、全国のアローワークで公開することができます。

お問い合わせ

全国544カ所のハローワーク
(→P14)



豊富な経験を持つ人材を採用したい

- ◎ 都市圏の大企業等で豊富な事業経験を持ち、経営者の右腕となって、企業の成長戦略の実現を担うプロフェッショナル人材の採用に向けてお手伝いをします。
- ◎ 各道府県に設置した拠点のプロフェッショナル人材戦略マネージャーが無料で相談に応じ、成長戦略の実現や経営課題の解決に適した人材像を明確化し、民間人材ビジネス事業者につなぐお手伝いをします。

お問い合わせ

各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点
(→P14)



②職場の魅力を伝える

学生インターンシップを受け入れたい

- ◎全国11か所の地域に整備された「地域インターンシップ推進組織」（地域の大学、企業、経済団体、自治体等の産官学で連携した組織）において、地域におけるインターンシップ推進の取組が行われています。平成26年度は全国で、約1万の企業が延べ約2万人の学生を受け入れました。
- ◎受入れ時期や期間、希望する学生のタイプなど要望に応じて、「地域インターンシップ推進組織」が中心となり、学生とのマッチングを行います。
- ◎文部科学省において「インターンシップガイド（仮）」を作成し、中小企業におけるインターンシップの好事例やインターンシップ実施の際の留意点等を紹介する予定です。

お問い合わせ

地域インターンシップ推進組織（→P14）

文部科学省高等教育局専門教育課
03-6734-4750



②職場の魅力を伝える

地域の若者に職場の魅力を発信したい

- ◎若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理が優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定しています。平成27年に開始され、これまでに24社が認定されています。（平成28年3月31日時点）
- ◎ハローワークが催す合同企業説明会への優先案内のほか、ユースエール認定企業等の特設サイトに企業情報を掲載し、職場の魅力をPRすることができます。
- ◎公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）において、契約内容に応じた加点評価が受けられます。
- ◎また、日本政策金融公庫（→P8）による低利融資、各種助成金の加算措置があります。

お問い合わせ

全国544カ所のハローワーク
全国47カ所の労働局職業
安定部（→P14）



③仕事を続けやすい職場をつくる

社員の職場定着に取り組みたい

【職場定着支援助成金】

(個別企業助成コース)

- ◎雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入を行った場合、制度導入助成として、導入した制度毎に10万円が助成されます。
- ◎制度導入助成を受けた後、対象事業所の規模に応じた離職率の低下目標を達成した場合、60万円が助成されます。

(中小企業団体助成コース)

- ◎都道府県による改善計画の認定を受けた事業協同組合等が、傘下の事業者のために雇用管理状況調査や安全衛生講習等を行った場合、経費の2/3が助成されます。

【三年以内既卒者等採用定着奨励金】

- ◎既卒者等を初めて募集して採用した場合、1年定着後は50万円、2年・3年定着後はそれぞれ10万円の助成金が支払われます。
- ◎ユースエール認定企業（→P5）の場合は1人あたりの支給額について10万円を加算し、最大80万円の助成金が支払われます。
- ◎詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

全国544カ所のハローワーク
全国47カ所の労働局職業安定部
(→P14)



③仕事を続けやすい職場をつくる

仕事と生活の調和に取り組みたい

【両立支援等助成金】

◎ 下記のような取組に対し、助成を行います。

育休取得者の代替職員確保と原職復帰	育休取得者 1 人あたり50万円 ※ 育休取得者が期間雇用者の場合、育休取得した期間雇用者が無期雇用として復帰した場合それぞれ10万円加算
「育休復帰支援プラン」の策定・導入 ※ 28年度後半から、介護休業も対象になる予定	育休取得時に 1 人あたり30万円 職場復帰させると、さらに 1 人あたり30万円 ※ 1 企業あたり 2 回（無期雇用者、期間雇用者 1 人ずつ）まで
男性社員の育休取得に向けた取組	1 人目育休取得時に60万円 2 人目以降育休取得時に15万円 ※ 1 企業あたり 1 年度 1 人まで
女性活躍に関する「一般事業主行動計画」の策定	事業主あたり30万円 数値目標を達成すると、さらに30万円
介護との両立に関する社内研修の実施や相談窓口の設置等	事業主あたり60万円

【職場意識改善助成金（職場環境改善コース）】

◎ ①年次有給休暇の取得促進や②所定外労働の削減のため、労務管理担当者による研修やテレワーク用の通信機器導入等を行った中小企業事業主に経費の一部を助成します。

◎ 助成率・上限額は上記①、②の成果目標の達成度合いに応じて変動します。なお、目標を2つとも達成した場合は、経費の3/4（上限100万円）を助成します。

◎ これ以外にも助成制度があります。

お問い合わせ

全国47ヶ所の労働局（→P14）
雇用環境・均等部（室）



④ 人材を活用する

就職が困難な方を受け入れたい

【特定求職者雇用開発助成金】

◎ 高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる場合、助成金が支給されます。

【トライアル雇用奨励金】

◎ 職業経験の不足などから就職が困難な求職者を試行的に雇用する場合、1人あたり月額最大4万円（最長3ヶ月間）が助成されます。

◎ 対象者が母子家庭の母等の場合や認定企業の場合、月額最大5万円となります。

※平成28年度から、トライアル雇用により雇い入れた対象者（母子家庭の母等など）は、特定求職者雇用開発助成金の併用が可能になります。

お問い合わせ

全国544カ所のハローワーク
全国47カ所の労働局職業安定部
(→P14)



日本政策金融公庫の貸付を受けたい

◎ 日本政策金融公庫では、雇用の促進のための取組を行う事業者に対し、必要な設備資金や長期運転資金の貸付けをします。

◎ 必要な計画を策定等し、女性、若手従業員等の活用に取り組む事業者については、貸付金利が優遇されます。

◎ ユースエール認定企業（→P5）は、貸付け金利が優遇されます。

お問い合わせ

日本政策金融公庫各店舗
(→P14)



⑤ 人材を育てる

従業員のキャリア形成を応援したい

【キャリア形成促進助成金】

＜訓練等を実施する場合＞

◎従業員に以下のようなキャリア形成の機会を設ける事業主に、1時間あたり800円の賃金助成と、訓練経費の実費相当額の1/2の助成があります。

- ・成長分野や海外関連の業務に従事する従業員の育成
- ・厚生労働大臣が指定した講座の受講
- ・熟練技能者の指導力強化や技能承継のための職業訓練
- ・若年者に対する職業訓練

※ユースエール認定企業（→P5）が「雇用型訓練コース」「重点訓練コース」を活用した場合、助成率は2/3になります。

＜人材育成に関する制度を導入する場合＞

◎従業員に以下のような人材育成に関する制度を導入した場合、事業主あたり50万円が助成されます。

- ・教育訓練や職業能力評価をジョブ・カードを活用して行う
- ・技能検定合格者に報奨金を支給する
- ・定期的なキャリアコンサルティングを実施する。

※他にも様々なメニューがあります。

お問い合わせ

全国47カ所の労働局職業安定部
(→P14)



⑤ 人材を育てる

従業員のキャリア形成を応援したい

【キャリアアップ助成金】

- ◎ 有期契約労働者等を正規雇用等に転換等を実施すると1人あたり60万円が助成されます。
 - ◎ 有期契約労働者等に職業訓練を実施すると、OFF-JT、OJT訓練それぞれ1時間あたり800円が助成されます。
 - ◎ OFF-JT訓練は時間数に応じた経費助成もあります。
 - ◎ ユースエール認定企業（→P5）が35歳未満の有期労働者を正規雇用などに転換した場合、1人当たりの支給額について10万円加算し、最大70万円の助成金が支給されます。
- ※他にも様々なメニューがあります。

お問い合わせ

全国47カ所の労働局職業安定部
（→P14）



⑤ 人材を育てる

ものづくり技能を育てたい

- ◎ものづくり中小企業が、従業員に、事業実施事務局が指定する技術・技能の向上や現場改善技術に関する講習を受講させる場合、経費の2/3を補助します。
- ◎平成27年度は226件の指定講習受講に対して助成しました。

お問い合わせ 経済産業省製造産業局参事官室
03-3501-1689

技能検定制度を活用したい

- ◎都道府県職業能力開発協会等で行う国家検定制度です。
- ◎従業員の技能の習熟度を確認することができます。
- ◎合格すると「技能士」となります。技能士には各種資格試験の一部試験免除が受けられるといったメリットもあります。

お問い合わせ 各地の技能検定実施機関
(→P15)



ポリテクセンター、ポリテクカレッジを活用したい

- ◎全国のポリテクセンター、ポリテクカレッジでは、ものづくり分野を中心に、専門知識及び技能・技術の向上を図る在職者訓練を行っています。【ポリテクセンター】
- ◎概ね2～5日の短期訓練です。
- ◎企業実習の受入れ企業も募集しています。



お問い合わせ 各地のポリテクセンター、ポリテクカレッジ 【ポリテクカレッジ】
(→P15)



⑤ 人材を育てる

経営人材を育てたい

- ◎ 全国9ヶ所の中小企業大学校で、経営者やその後継者候補、経営幹部、管理者向けの授業を行っています。
- ◎ 経営戦略、マーケティング戦略、生産管理など様々なコースが用意されています。
- ◎ 研修費用がキャリア形成促進助成金（→P9）の支給対象となる場合があります。



お問い合わせ

中小企業大学校（→P15）

サービス業の次世代を育てたい

- ◎ 次世代の経営者・経営幹部として育成したい人材を、「おもてなし経営企業選」等から選出された優良企業に派遣できます。
- ◎ 企業への派遣に係る経費の2/3を補助します。
- ◎ 平成27年度は30件の派遣を行いました。

お問い合わせ

経済産業省サービス政策課
03-3580-3922

⑤ 人材を育てる

海外で活躍できる人材を育てたい

- ◎ ①日本若手人材(若手社会人・学生)の外国企業・機関へのインターン派遣や、②外国人学生等の日本企業等へのインターン受入を実施します。
- ◎ 平成27年度は124人を派遣し、13人を受け入れました。
- ◎ 派遣・受入に係る旅費や滞在費等が一部支給されます。

お問い合わせ

① 日本貿易振興機構 (JETRO)

03-3585-8355

<https://www.jetro.go.jp/services/intern/>

【JETRO】



一般財団法人海外産業人材育成協会 (HIDA)

03-3888-8257

<http://intern.hidajapan.or.jp/>

【HIDA】



② 株式会社パソナ

<http://internshipprogram.jp/>

【パソナ】



海外の現地人材を育てたい

- ◎ 開発途上国に進出する事業者の現地人材の育成のため、日本国内での研修、海外での研修、海外で指導する専門家派遣を行う事業者を経費の一部を補助します。
- ◎ 平成27年度は、それぞれ727人の国内研修、80人の海外研修、41人の海外への指導者派遣を行いました。

お問い合わせ

一般財団法人海外産業人材育成協会

03-3549-3050

<http://www.hidajapan.or.jp/jp/ikusei/index.html>



お近くの支援機関の連絡先・お問い合わせ先については、以下をご覧ください。

労働局・ハローワーク

都道府県労働局(公共職業安定所等)所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



プロフェッショナル人材戦略拠点

<http://www.pro-jinzai.go.jp/>



日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

または以下のサイトをご確認ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>



地域インターンシップ推進組織

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sangyou/1347814.htm



技能検定実施機関

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/h28_ginoukentei.pdf



中小企業大学校

<http://www.smrj.go.jp/jinzai/inst/035768.html>



ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

ポリテクセンター一覧

<http://www.jeed.or.jp/location/poly/index.html>

ポリテクカレッジ一覧

<https://www.jeed.or.jp/location/college/2.html>



各地の経済産業局

地方経済産業局の産業人材政策課・室（沖縄では内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課）では、中小企業の人材確保に係る事業（→P2）などの支援を行っています。

連絡先については、下記のサイトをご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>



熊本地震で被災された中小企業の皆様

失業手当の特例と休業手当を支払う場合の助成金

①熊本市内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

休業した方や一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- （１）雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- （２）災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

<雇用保険失業給付の特例>

次の要件を満たす方には、雇用保険上の失業者と見なして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受けている市町村に所在する事務所に雇用される方で、事務所が災害を受け、やむを得ず休業することになった方や、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

熊本地震で被災された中小企業の皆様へ

失業手当の特例と休業手当を支払う場合の助成金

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

○地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します

- ・取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が困難であることによる事業活動の阻害

①事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合
【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	住所	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-211-1703
ハローワーク熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江 6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城 (出張所)	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 395	096-282-0077
ハローワーク八代	〒866-0853 八代市清水町 2-67	0965-31-8609
ハローワーク菊池	〒861-1331 菊池市隈府 771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	〒865-0064 玉名市中 1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	〒863-0050 天草市丸尾町 16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町 1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋 266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	〒867-0061 水俣市八幡町 3-2-1	0966-62-8609

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合
【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	住所	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業対策課分室	〒860-0051 熊本市西区二本木 2-7-2 ヴァール熊本駅前 2 階	096-312-0086

※熊本県以外の方は、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク
にお問い合わせください。

ミラサポは、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

ミラサポでは、全国どこからでも誰でも簡単に補助金などの支援情報が見られるほか、事業に役立つ事例やセミナー情報も紹介しています。

○施策情報提供

- ・ 国や都道府県・市町村の施策情報を「施策マップ」で一覧できます
- ・ 公募情報やイベント情報などをわかりやすく提供し、メールマガジンでも配信します

○コミュニティ

- ・ 中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供します
- ・ ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることができます

○専門家相談

- ・ ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、コミュニティ上で情報交換したり、支援機関を通じて派遣を受けたりできます（3回まで無料）

「ミラサポ」で検索してください!

ミラサポ

検索

